

第4編 原子力災害対策編

<目 次>

第4編 原子力災害対策編.....	1
第1章 総 則.....	4-1
第1節 目的.....	4-1
第2節 計画の性格.....	4-1
第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え	4-3
第4節 計画の対象とする原子力施設.....	4-4
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	4-5
第6節 重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4-6
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	4-10
第8節 広域的な活動体制	4-17
第9節 本県以外で発生した原子力災害への支援	4-17
第2章 原子力災害事前対策.....	4-18
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	4-18
第2節 報告の徴収及び立入検査.....	4-19
第3節 国との連携.....	4-19
第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備	4-20
第5節 情報の分析整理	4-22
第6節 通信手段の確保	4-22
第7節 緊急事態応急体制の整備.....	4-24
第8節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	4-26
第9節 緊急時モニタリング体制の整備.....	4-26
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	4-26
第11節 避難収容活動体制の整備	4-28
第12節 飲食物の出荷制限及び摂取制限	4-34
第13節 緊急輸送活動体制の整備	4-34
第14節 原子力災害医療体制の整備.....	4-34
第15節 消防活動体制等の整備.....	4-35
第16節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備.....	4-35
第17節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	4-36
第18節 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育	4-37
第19節 原子力防災に関する訓練	4-38

第20節 原子力発電所上空の飛行規制	4-39
第21節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	4-39
第22節 特定事象未満の事象に対する体制の整備	4-40
第23節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	4-40
第24節 計画に基づく行動マニュアル等の整備	4-40
第3章 緊急事態応急対策計画	4-41
第1節 事故状況の把握及び連絡	4-41
第2節 一般電話回線が使用できない場合の対処	4-48
第3節 災害対策本部の設置	4-51
第4節 緊急事態応急対策等拠点施設における活動	4-55
第5節 住民に対する指示の伝達と広報	4-57
第6節 緊急時モニタリングへの協力等	4-60
第7節 避難及び屋内退避	4-60
第8節 犯罪の予防当社会秩序の維持	4-67
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	4-68
第10節 原子力災害医療活動	4-69
第11節 救助・救急・消火活動	4-72
第12節 緊急輸送活動	4-73
第13節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	4-74
第14節 原子力被災者生活支援チームとの連携	4-75
第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	4-76
第4章 原子力災害中長期対策	4-77
第1節 放射性物質による環境汚染への対処	4-77
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	4-77
第3節 心身の健康相談体制の整備	4-78
第4節 災害地域住民に係る記録等の作成	4-78
第5節 適正な流通の促進	4-79
第6節 被災者等の生活再建等の支援	4-79
第7節 被災中小企業等に対する支援	4-80
第8節 災害対策本部の解散	4-80

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、双葉町（以下「町」という。）、福島県（以下「県」という。）及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民及び観光客等の一時滞在者（以下「住民等」という。）の安全を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

1 双葉町地域防災計画における位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画のうち、原子力災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画及び「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「福島県地域防災計画」という。）に基づいて作成したものである。

この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「第1編」に準拠するものとする。

2 福島県地域防災計画との関係

町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、福島県地域防災計画を基本として、町における具体的な計画を定めるものとする。

なお、県は、町の地域防災計画の作成又は修正に協力することとされている。

3 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急

対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、原子力災害対策センターに設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

4 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。

また、本計画に基づく県、町及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、町と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

5 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を基本とするものとする。

6 計画の周知徹底

町は、この計画について、住民に周知を図るとともに、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立する。

第4節 計画の対象とする原子力施設

本計画の基礎となる災害の想定は、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）において重大な事故等が発生し、そのことに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。

1 福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は、平成23年3月に原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第64条の2に定める「特定原子力施設」として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

2 福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所は、平成25年5月30日に冷温停止の維持に関する設備の復旧により、事後対策の全てが完了した。

東京電力は、令和元年9月30日に経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく発電事業変更届出書を提出し、廃炉が確定、その後、原子力規制委員会から「廃止措置計画」の認可を受け、令和3年6月23日廃止措置に着手した。

現在は、放射性物質の漏えい及び拡散の防止や放射線業務従事者の被ばく低減などの安全確保を講じ、廃止措置が進められている。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

県は、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等を行う原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲について、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、下表に示す区域を定めている。

また、重点区域は、原子力施設との距離によって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に区分され、本町は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所共に、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）と設定された。

図表 4－1 重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力 災害対策 重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町 、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村のPAZを除く全域）	

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに依拠して、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、指針では「原子力施設からおおむね半径5km」を目安としている。

なお、事故の規模及び進展に応じて、国はPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

確率的影響のリスクを低減するため、EAL、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、指針では「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

全面緊急事態となった際は、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

第6節 重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた緊急事態区分の考え方

原子力施設において異常事態が発生した場合、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとし、予防的な防護措置を準備し実施することとされている。

緊急事態区分は、下表のとおりである。

図表 4－2 緊急事態区分の説明

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第10条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

図表 4－3 原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準

区分	福島第一原子力発電所・ 福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1、2、 5、6号機）、 福島第二原子力発電所（1～4号 機）	福島第一原子力 発電所（3、4 号機） ※1
警戒 事態	○発電所所在町で震度6 弱以上の地震が発生し た場合。 ○福島県において大津波 警報が発表された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持 できない、または当該貯水槽の 水位を一定時間以上測定できな い場合。	—
施設敷 地緊急 事態	敷地境界付近において、 5 μ Sv/h以上(※2)の放 射線量を検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射 済燃料集合体の頂部から上方2 mの水位まで低下した場合。	—
全面緊 急事態	敷地境界付近において、 5 μ Sv/h以上(※2)の放 射線量を2地点以上また は10分間以上継続して 検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射 済燃料集合体の頂部の水位まで 低下した場合。	—

原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別の

EALを設定している。

※1 福島第一原子力発電所の3、4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。

※2 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μ Sv/h以上

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の考え方

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（以下「OIL」という）に基づき防護措置を行うものとする。

OILと防護措置については、下表のとおりである。

図表 4-4 O I L と防護措置について（指針より一部抜粋）

基準の種類		基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

3 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

本町は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所共に、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）と設定された。そのため、いずれの発電所においても、各緊急事態区分に応じて指針に示されている防護措置を実施することとする。しかし、地震等との複合災害の発生、自主避難の状況により、町が独自に必要と判断した場合には、警戒事態で避難準備、施設敷地緊急事態で広域避難を実施するパターンを選択可能な計画とする。

以上を踏まえ、緊急事態区分、避難指示の状況に応じて町が実施する防護対策の流れを示したものが次表である。

図表 4－5 防護対策の流れ

(●：指針・県計画に基づく対応、○：町独自の対応)

緊急事態区分	避難指示区域	UPZ
警戒事態 (自然災害によるものを除く ¹⁾)	●一時立入者の退去準備	●警戒事態発生の広報 町が必要と判断した時 ○自主避難者への対応の準備 町が必要と判断した時 ○町は広域避難の準備に着手
施設敷地緊急事態	●一時立入者の退去	●屋内退避の準備 ○町は広域避難の準備に着手 ○安定ヨウ素剤配布の準備 町が必要と判断した時 ○広域避難の実施 ○安定ヨウ素剤配布の準備
全面緊急事態	(●退去の確認)	●屋内退避 ○屋内退避後、状況に応じて町外への広域避難を指示 (○広域避難の確認)
O I L 1	—	●即時避難
O I L 2	—	●線量の高いところから順次避難又は一時移転

¹ 所在市町村で震度6弱以上の地震発生や所在市町村で大津波警報発表などの自然災害を起因とする警戒事態の場合は、自然災害の対応を優先する。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編第1章5節」に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成しておくものとする。

1 町

事務又は業務
1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2 通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。
7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。
8 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
9 飲食物の摂取制限等に関すること。
10 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
11 各種制限措置等の解除に関すること。
12 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

2 町教育委員会

事務又は業務
1 児童、生徒及び関係者等への放射線等に係る知識の普及に関すること。
2 児童、生徒の安全の確保に関すること。
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
4 幼稚園、小・中学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

3 県

事務又は業務
1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 緊急時モニタリングに関すること
7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。
8 町が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
9 原子力災害医療活動に関すること。
10 飲食物の摂取制限等に関すること。
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
12 汚染物質の除去等に関すること。
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
14 町の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
15 防災関係機関との連絡調整に関すること。

4 双葉警察署（浪江分庁舎）

事務又は業務
1 住民に対する広報の協力に関すること。
2 住民避難等の誘導に関すること。
3 立入制限措置に関すること。
4 災害警備及び交通規制に関すること。
5 緊急輸送のための交通確保に関すること。
6 防護対策地域の警備に関すること。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事務又は業務
1 広報車等による住民に対する広報に関すること。
2 住民の避難等の誘導に関すること。

- 3 救急、救助活動の実施に関する事。
- 4 防護対策地区の防火活動に関する事。

6 指定地方行政機関

機 関	事務又は業務
東北管区警察局	1 災害情報の把握と報告連絡に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3 関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。
東北財務局 福島財務事務所	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 2 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関する事。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
関東森林管理局	1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関する事。 2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関する事。
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関する事。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関する事。
関東東北産業保安監督部東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関する事。
東北運輸局 福島運輸支局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。

東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島海上保安部	1 船舶に対する広報に関すること。 2 海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

7 自衛隊

機 関	事務又は業務
陸上自衛隊 （東北方面総監部・第44普通科連隊） 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関	事務又は業務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。

東日本旅客鉄道(株)	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島県支部	1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急運(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (公社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関すること。
東日本高速道路(株)いわき管理 事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 緊急輸送に対する協力に関すること。 3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関すること。
(一社)福島県医師会 (一社)双葉郡医師会 (公社)福島県診療放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
双葉地方水道企業団	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 災害時における給水対策に関すること。 3 飲用水の取水制限及びモニタリングに関すること利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。

9 その他の公共的団体

機 関	事務又は業務
福島さくら農業協同組合 双葉町商工会 双葉地方森林組合 相馬双葉漁業協同組合 燃料供給業者	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給

10 東京電力ホールディングス株式会社

事務又は業務
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 2 原子力施設の防災管理に関すること。 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 7 原子力災害医療活動に関すること。 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。

第8節 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施にあたって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び町に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。

第9節 本県以外で発生した原子力災害への支援

町は、本県以外で原子力災害が発生した場合、住民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、県と協力のもとに、必要な事務又は業務を行うものとする。

また、町は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル等により対応するものとする。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

1 防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が原災法第7条第2項に基づき作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、意見を文書で回答するものとする。

2 事業者の届出の受理等

町は、原災法に基づく次の事項について、福島第一原子力発電所からは直接、届出を受領するものとする。また、福島第二原子力発電所については、県から届出の写しが送付されてきた場合に受領するものとする。

- (1) 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）
- (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第9条第5項及び第6項）
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第11条第3項及び第4項）

第2節 報告の徴収及び立入検査

1 報告の徴収

町は、必要に応じ原災法第31条、第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

2 身分証明書の携帯

立入検査を実施する町の職員は、原災法第32条第2項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第3節 国との連携

1 地域原子力防災協議会との連携

町は、国が設置する地域原子力防災協議会に参加するとともに、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を通じて、県、関係市町村の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に向けて連携する。

2 原子力防災専門官との連携

町は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力災害対策センターの運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、県、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

3 上席放射線防災専門官との連携

町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の協力、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備

1 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、県、周辺町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

町は、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係るマニュアル等を作成するものとする。

(1) 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設、事業者、防災関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速・確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。その際、夜間・土日祝日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡を担当する要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 原子力災害対策上必要な資料の整備

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び原子力事業者と協力して、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、

防護資機材等に関する資料を適切に整備し、災害対策本部を設置する町役場等及び原子力災害対策センターに適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

(1) 原子力発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

(2) 社会環境に関する情報

- ア 周辺の地図
- イ 周辺地域の人口及び世帯数
(距離・方位別、要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む)
- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料
(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む)
- エ コンクリート屋内退避施設、避難先避難所に関する資料及び避難計画
(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む)
- オ 周辺地域の公共施設、特殊施設(幼稚園、学校、病院、福祉施設等)に関する資料
(位置に関する情報を含む)
- カ 原子力災害医療施設(原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関)に関する資料
(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む)
- キ 原子力災害対策センターにおける飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 防護措置の判断に関する資料

- ア 周辺地域の気象・海象資料
(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)
- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料
- オ 農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 防護活動資機材等に関する資料

- ア 資機材の整備・配備状況
- イ 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

(5) 災害復旧に関する資料

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第5節 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を聴取できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものとする。

第6節 通信手段の確保

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

1 町防災行政無線の整備

町防災行政無線（同報系）については、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受信機の整備に努めるものとする。特に、観光施設への屋外拡声器の設置、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機について設置を促進するものとする。

2 専用回線網の整備

（１）町と県、国、関係市町村との間の専用回線網の整備

町は、県、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

（２）原子力災害対策センターとの間の専用回線網の整備

町は、国と連携し、原子力災害対策センターとの間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

町は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

5 非常用電源等の確保

町は、県及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

6 保守点検の実施

町は、通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

1 災害対策本部体制の整備

- (1) 職員の参集配備体制（参集職員の名簿の整備）
- (2) 組織、所掌事務、職務権限の範囲
- (3) 運営に必要な資機材の調達方法
- (4) 原子力現地災害対策本部への職員移動交通手段

2 消防団の協力体制

- (1) 団員、隊員の参集配備体制
- (2) 組織、所掌事務

3 国が行う緊急事態応急対策等拠点施設の立ち上げ準備への協力体制

町は、国及び県と協力して、原子力災害対策センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

4 原子力災害対策センターにおける現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制

町は、原子力災害対策センターにおいて開催される現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態の発生で設置）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態の発生で設置）への職員の派遣体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておくものとする。

5 自衛隊派遣要請体制の整備

町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県を通じた派遣要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。また、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

消防組織法第24条の3の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手順、受入体制等についても整備に努めるものとする。

7 広域的な応援協力体制等

町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な人員、資機材及び避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結を図り、要請先・要請手順・受入体制及び資機材の集積輸送体制等について必要な体制を整備するものとする。

8 専門家の派遣要請

町は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合には、原災法第10条第2項に基づき、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請することができることから、同法施行令第5条の規定に基づき派遣要請の手順をあらかじめ定めておくものとする。

9 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

10 防災機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、原子力事業者及び防災関係機関等と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関等の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第8節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備

1 施設等の維持管理

町は、国、県、周辺町及び原子力事業者と相互に連携し、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。

2 原子力災害対策センターの活用

町は、国、県、周辺町及び原子力事業者とともに、原子力災害対策センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第9節 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により構成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。

町は、緊急時モニタリングにおける県等の関係機関との連絡体制を整備するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 広報実施マニュアル等の整備

町は、国及び県と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、県の支援を得るなどして広報実施マニュアル等を作成するものとする。

2 体制及び設備等の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び、町防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。

また、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。

3 住民相談窓口の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。

4 要配慮者等への広報体制の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）、外国人等のいわゆる要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

5 多様な広報媒体の活用

町は、広報掲示板、データ放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びSNS等のインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第11節 避難収容活動体制の整備

1 県における広域避難計画の作成

県は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとされている。

- （１）指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- （２）避難要請を行う関係市町村の措置
- （３）県の措置
- （４）避難要請を受けた市町村の措置
- （５）避難者の輸送体制
- （６）市町村を越える広域的な避難経路等
- （７）避難中継所の役割
- （８）あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- （９）その他広域避難に必要な事項

2 町における避難計画の作成

町は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。

県は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとされている。

（１）避難等に関する指標

屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるものとする。

（２）避難等の指示の伝達方法

住民等への指示の伝達については、町において定める広報実施マニュアル等によるほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。

ア 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。

イ 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等につい

て確認しておくものとする。

(3) 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。

- ア 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。
- イ 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。

(4) 避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。

ア 避難先避難所の選定

町は、県、避難先市町村と連携し、広域避難先となる避難先避難所をあらかじめ定めるものとする。避難先市町村における避難先避難所の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。

- (ア) 避難先避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。
- (イ) 避難先避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3平方メートル以上とする。
- (ウ) 避難先避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (エ) 原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設とすることが望ましい。

イ コンクリート屋内退避施設の選定

町は、県と連携し、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 学校を指定する場合の措置

学校を一時集合場所、避難先避難所及びコンクリート建物として選定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、避難先市町村がそれぞれの教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

エ 県有施設の利用

県有施設を一時集合場所、避難先避難所及びコンクリート建物として定める必要があるときは、避難先市町村は、当該施設の財産管理者にあらかじめ協議し、承諾を得るも

のとする。

(5) 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

町は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するものとする。

(6) 一時集合場所及び避難先避難所への経路及び移動方法

町は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものとする。

(7) 避難状況の確認体制

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。

なお、住民が広域避難先の避難先避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所及び連絡先を連絡するよう住民に周知するなど、避難状況の確実な把握に努めるものとする。

(8) 住民輸送に関する事項

町は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるものとする。

ア 避難路の確保

(ア) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。

(イ) 避難路は相互に交差しないものとする。

(ウ) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。

(エ) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

イ 避難路の整備

町は、県と協議のうえ適切な避難路の整備に努めるものとする。

ウ その他避難に必要な資機材等

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

(9) 避難先避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調

整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、町が県と調整して定めるものとする。

(10) 避難先避難所の管理に関する事項

避難先避難所の管理・運営責任者については、原則として町職員を指定するものとする。

(11) 要配慮者に対する救援措置に関する事項

町は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

ア 情報の伝達方法

イ 避難及び避難誘導

ウ 避難先避難所における配慮等

エ 障害福祉サービス事業者の活用等

(12) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

町は、災害時における避難の万全を期すため、次に掲げる方法により、住民に地域内の一時集合場所、避難先避難所、避難経路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ 標識、誘導標識等の設置

ウ 住民に対する巡回指導

エ 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布

3 避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の整備

町は、避難行動要支援者（町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(1) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(2) 町は、消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織

等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者等に関する措置

(1) 要配慮者等の避難にかかる取組等の整備

町は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、県の協力のもと、情報伝達体制の整備を図るものとする。
- ウ 県の協力のもと、避難誘導や搬送・受入体制の整備を図るものとする。
- エ 県の助言のもと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の整備に努めるものとする。

また、町は、町地域防災計画個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画を策定するよう努めるものとする。

なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。

(2) 学校施設等における避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を立てる。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法

- カ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(3) 病院・社会福祉施設等における避難計画

病院・社会福祉施設等においては、入院患者及び入所者を適切な避難先に避難させるため、それぞれの地域の特性や対象者の活動能力等について十分配慮した上で、県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、次の事項に留意して避難計画を作成するものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難の指示伝達方法
- オ 患者等の避難に必要な資機材の確保（特殊車両等の確保）
- カ 避難時における搬送や医療の維持方法等
- キ 避難者の把握方法
- ク 入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
- ケ 被災時における施設内の衛生の確保
- コ 外来者の避難誘導及び周知の方法

5 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅、その他の不特定多数の人間が利用する施設の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期並びに避難誘導及び指示伝達の方法等について定めるものとする。

6 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、広域避難先市町村の協力も得て、避難先避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び避難者による災害情報の入手

に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。

7 物資の確保対策への取組

町は、県と連携し、広域避難先市町村の協力も得て、避難所又はその近傍で、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーテーション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の確保対策に取り組むものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、男女や、性的マイノリティー、18歳未満の子どもにも配慮するものとする。

8 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第12節 飲食物の出荷制限及び摂取制限

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制及びそれらを実施した場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

町は、国及び県と連携し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第14節 原子力災害医療体制の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第15節 消防活動体制等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、救助・救急活動に必要な資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第16節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

1 資機材の整備

町は、国及び県、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

2 情報交換

町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、県、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第17節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び事業者と協力して、災害時における町民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に町等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者の支援に関すること。
- (8) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、避難先避難所、避難路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等）。
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 避難先避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- (12) その他必要と認める事項。

2 防災教育の充実

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 要配慮者への配慮

町が、防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女や性的マイノリティの方などニーズが異なることが想定される。このため、要配慮者に加え、男女の違いや性的マイノリティの方への視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

4 災害教訓の伝承

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブ

イブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

5 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第18節 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育

町は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国及び県等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に国、県、町が講じる対策の内容。
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 避難誘導等、防護対策活動の実施に関すること。
- 10 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
- 11 その他緊急時対応に関すること。

第19節 原子力防災に関する訓練

1 訓練の実施

町は、国、県、原子力事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的の実施するものとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 原子力災害対策センターへの参集、運営訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 広報訓練
- (7) 住民避難訓練
- (8) 通行規制、立入制限訓練
- (9) (1)～(8)の要素を組み合わせた訓練
- (10) 原災法第13条に基づく総合的な防災訓練

2 実践的な訓練の工夫と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、県と訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。また、町は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

第20節 原子力発電所上空の飛行規制

1 国の規制措置

国は、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置を行う。

2 事業者の措置

事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第21節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、町内で事故が発生した場合は、次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた消防は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- 4 町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第22節 特定事象未満の事象に対する体制の整備

町は、原災法第10条に定める特定事象未満（ $5\mu\text{Sv/h}$ 未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項に関する県の検討を踏まえ、必要な体制、資料等を整備するものとする。

第23節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

1 住民等の安全確保のための対応

町は、本県以外で原子力災害が発生した場合、住民等の安全確保及び不安の解消を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。

- （1）原子力災害に関する情報収集と関係機関への情報提供
- （2）事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施
- （3）その他必要な事項

2 災害が発生した都道府県からの避難者受入

町は、県と連携し、他都道府県からの避難者の受入の体制について整備しておくものとする。

第24節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や関係機関を明確にするとともに、手順・連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策計画

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 事故状況の把握及び連絡

1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町における震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとされている。

※参照 図表 4－6 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

（1）国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとする。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡をするものとする。

（2）県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

（3）町が行う連絡

町は、原子力事業者や原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等のために警戒配備体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡するものとする。

なお、指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整を図るものと

する。

2 警戒事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合（警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上の地震、発電所所在町沿岸を含む津波予報区における大津波警報）が発生した場合を含む）には、警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※参照 図表 4－6 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

（１） 原子力事業者からの通報連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等へ連絡するものとされている。

（２） 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上を観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対して情報提供を行うものとされている。

また、国は警戒事態が発生した場合に原子力規制庁緊急時対策センター（E R C : Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

ア 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

（ア）関係地方公共団体

連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

イ 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

（イ）県

緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力、モニタリングポストの監視強化その他緊急時モニタリングの準備。

(イ) P A Zを含む市町村

施設敷地緊急事態要避難者²の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ウ) 避難指示区域を含む市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(エ) U P Z外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

(3) 県が行う連絡

県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

(4) 町が行う連絡

町は、警戒事態の発生を認知した場合には、直ちに、関係する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡を行う。

町は、第一非常配備体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、防災関係機関と随時連絡し、連携を密にする。

3 施設敷地緊急事態が発生した場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 図表 4－6 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

(1) 原子力発電所からの通報連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象を自ら発見又は発生の通報を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付し、電話等によりその着信を確認するものとされている。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとされている。

² 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）

また、通報を受けた事象に対する原子力発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとされている。

ア 特定事象発生の時刻

イ 特定事象発生場所

ウ 特定事象の種類

エ 想定される原因

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況

カ その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めることとされている。

県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部及び原子力災害対策センターの原子力現地災害対策本部にも連絡するものとする。

(2) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展の見通し等事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

ア P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

イ 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

ウ U P Zを含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

エ U P Z外の市町村

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

オ その他

県及び関係市町村は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び関係市町村は国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(3) 原子力防災専門官等が行う連絡

原子力運転検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。

原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。

(4) 県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国からの通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。

ア 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。

イ 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（ $5\ \mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）＋ $5\ \mu\text{Sv/h}$ 検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、原子力発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県及び関係市町村に連絡することとされている。

※参照 図表4-7 通報連絡系統図（県モニタリングポストにより $5\ \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合）

ウ 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急対応の支障とならないよう配慮するものとする。

(5) 町が行う連絡

町は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、指定地方公共機関（県との調整の上、町が連絡することとされた機関）に連絡を行うものとする。

町は、第一非常配備体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、防災関係機関と随時連絡し、連携を密にするものとする。

(6) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部が行う連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、特定事象発生等の原子力発電所からの通報、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署に対し連絡を行うものとする。

4 全面緊急事態が発生した場合

原子力発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合に
は、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※参照 図表 4－6 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事態・施設敷地緊急事態・
全面緊急事態が発生した場合）

(1) 原子力発電所からの通報連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認することとされている。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する。

(2) 国が行う連絡

原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第 15 条の原子力緊急事態に該当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難又は屋内退避及び安定ヨウ素

剤の服用又は準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を文書をもって連絡することとされている。

なお、国（現地対策本部又は災害対策本部）は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。

また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。

ア PAZを含む関係市町村

住民等の避難実施。

イ UPZを含む関係市町村

住民等の屋内退避の開始。

OILに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

ウ UPZ外の市町村

住民の受入。

OILに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。

必要に応じて、屋内退避。

エ その他

県及び関係市町村は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び関係市町村は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ PAZ内の避難者の数及び避難の方針
- ・ UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

（３） 県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国（原子力災害対策本部）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡することとされている。

(4) 町が行う連絡

町は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国（原子力災害対策本部）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに関係する指定地方公共機関（県との調整の上、町が連絡することとされた機関）等に連絡を行う。

(5) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

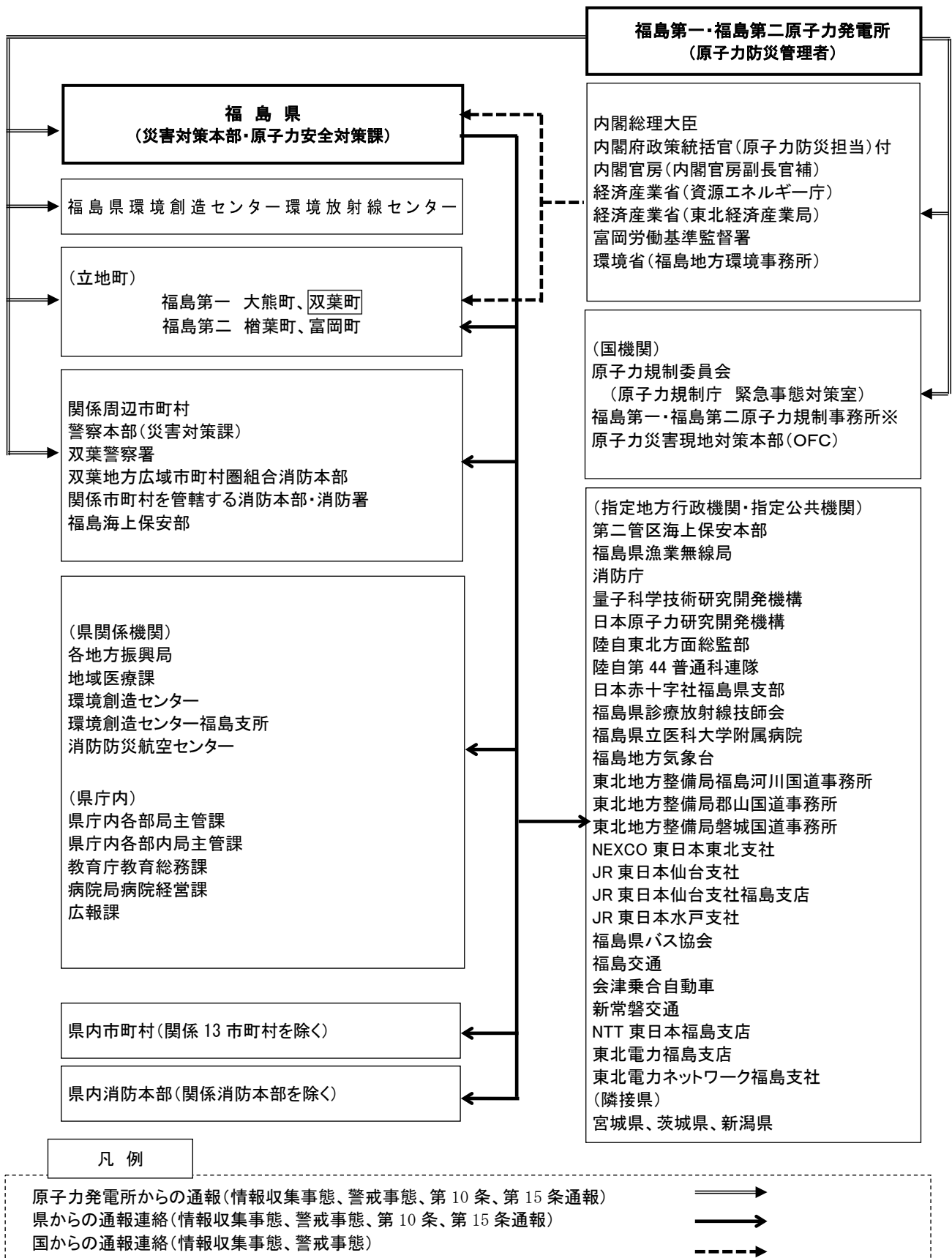
双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの特定事象発生等に関する報告、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行う。

第2節 一般電話回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、町は、別途整備されている衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

図表 4-6 通報連絡系統図

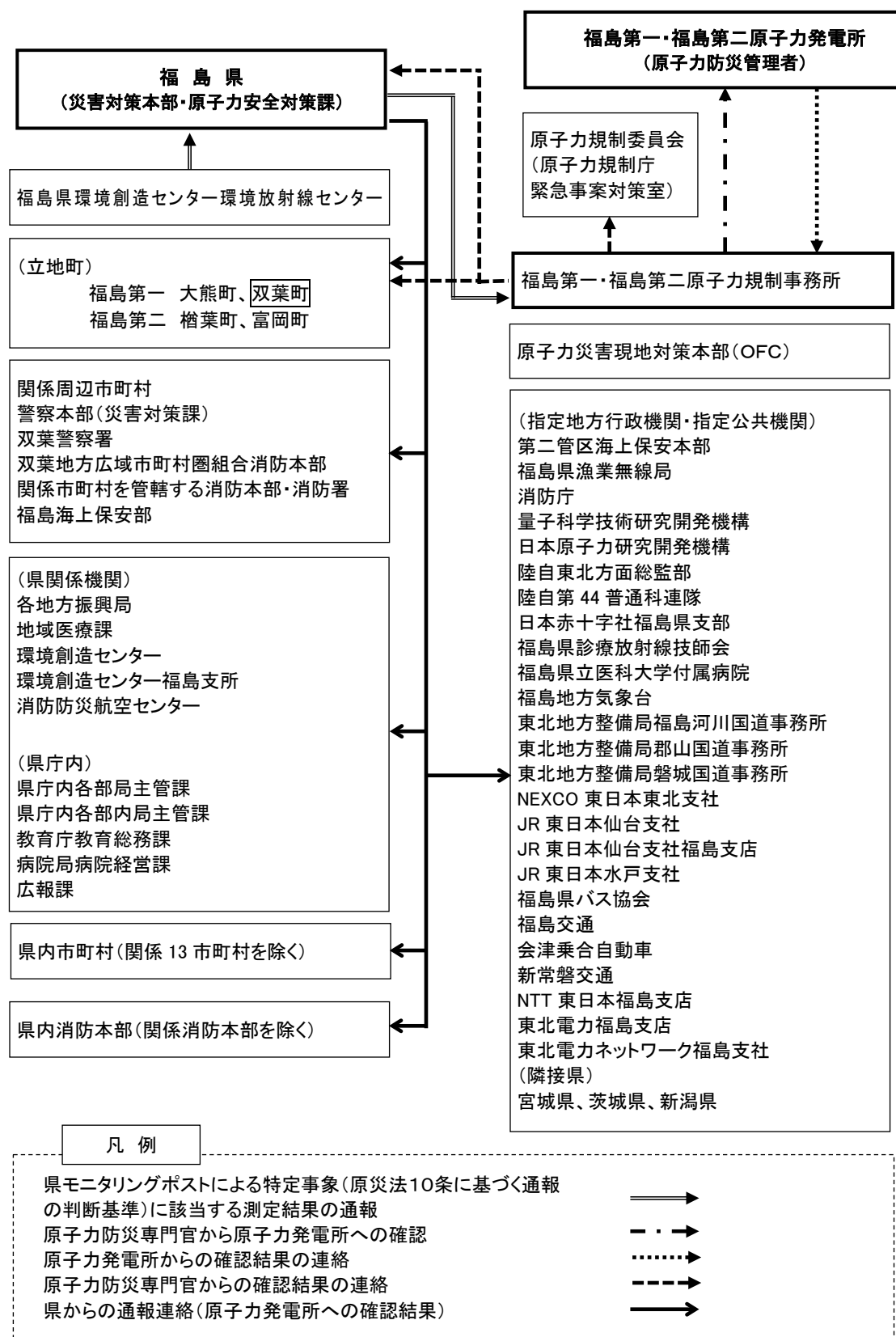
(情報収集事態、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

図表 4-7 通報連絡系統図

(県モニタリングポストにより $5 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合)



第3節 災害対策本部の設置

1 町災害対策本部の設置

町長は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

- （1）発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合
- （2）県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生 of 通報を行うべき数値（ $5\ \mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3か月平均）＋ $5\ \mu\text{Sv/h}$ 検出時とする。）
- （3）原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- （4）その他町長が必要と認めたとき

2 職員の動員配備

町長又は災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、職員の配備基準を明確にしておく必要がある。

配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。

図表 4－8 配備体制

種別		配備内容	配備時期
警戒配備		関係各課の所要人員をもってあたるもので、情報収集及び連絡活動が円滑に行うことができる体制とする。	1 情報収集事態（自然災害を除く。）発生の通報を受け、町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。 2 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。
特別警戒配備		管理職及び関係各課の所要人員をもってあたるもので、原子力災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 警戒事態（自然災害を除く。）発生の通報を受け、町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。 2 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部	第一非常配備	各班・部のおおむね1/2の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。	1 施設敷地緊急事態（発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生）発生の通報を受けた場合。 2 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（$5\mu\text{Sv/h}$）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。（なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3か月平均）$+5\mu\text{Sv/h}$検出時とする。） 3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき
	第二非常配備	組織及び機能のすべてを挙げて、災害応急対策活動を実施する体制とする。	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 2 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長（町長）が当該配備を指令したとき。 3 その他必要により、本部長（町長）が当該配備を指令したとき。

3 災害対策本部における活動

本部長は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。

本部長は、内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとする。

本部長は、住民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めることができるものとする。

本部長は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県及び町の対応状況等について、住民や関係機関に対する広報や連絡を定期的の実施することにより、住民不安の解消に努めるものとする。

(1) 災害対策本部の所掌事務

- ア 災害対策の総括に関すること。
- イ 組織、派遣要員に関すること。
- ウ 災害情報の収集に関すること。
- エ 応急対策の決定、実施に関すること。
- オ 応急対策の実施状況に関する情報の収集及び記録に関すること。
- カ 町有施設に対する連絡に関すること。
- キ 教育施設との連絡に関すること。
- ク 屋内退避及び避難に関すること。
- ケ 立入制限に関すること。
- コ 飲食物の摂取制限に関すること。
- サ 水道の給水制限に関すること。
- シ 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- ス 道路施設の確保に関すること。
- セ 農畜水産物の出荷制限に関すること。
- ソ 他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- タ 「(2) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌」に定めること。
- チ その他本部長が指示する事項に関すること。

(2) 災害対策本部の組織及び各部・班の事務分掌

このことについては、「第1編第3章第1節2」を参照するものとする。

(3) 福島県原子力現地災害対策本部への連絡員の派遣

町は、福島県原子力現地災害対策本部が設置された場合、県との連絡調整等のため、あらかじめ定めた連絡員を派遣するものとする。

(4) 原子力災害対策センターへの要員の派遣

本部長は、特定事象の発生により国が原子力災害対策センターに現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、「第3章第4節」に定める職員を原子力災害対策センターに派遣するものとする。

4 専門家の派遣要請

本部長は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕に対して原災法第 10 条第 2 項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

5 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等

- (1) 本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。
- (2) 本部長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- (3) 本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第 28 条第 3 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定により、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また、原災法第 28 条第 3 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定により、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

- (4) 本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第 28 条第 6 項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

6 自衛隊の派遣要請

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

7 知事への報告

本部長は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告を行うものとする。

また、原災法第 15 条に定める原子力緊急事態宣言前に、町長が必要と認め災害対策本部を設置する場合も、県に連絡するものとする。

第4節 緊急事態応急対策等拠点施設における活動

本部長は、特定事象の発生等により、国が原子力災害対策センターに現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センターに派遣し、国、県、周辺町、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

1 現地事故対策連絡会議への職員派遣

- (1) 国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び事業者等の職員を原子力災害対策センターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとされている。

- (2) 本部長は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を原子力災害対策センターにて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。
- (3) 本部長は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

現地事故対策連絡会議へ派遣する職員
住民生活課職員

2 合同対策協議会への出席

- (1) 国現地対策本部長は、県現地災害対策本部長、町災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。

合同対策協議会の役割及び運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとされている。

- (2) 本部長は、原子力緊急事態宣言の発出等により、原子力災害対策センターにおいて合同対策協議会が設置されることとなった場合は、以下の職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方

法について協議するものとする。

- (3) 本部長は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡、調整、情報の共有を行うものとする。

合同対策協議会に出席する職員（町災害対策本部における役割）
第1順位の副町長（副本部長）

3 原子力災害対策センターに設置される機能班における活動

(1) 機能班の設置

国現地対策本部は、原子力災害対策センターにおいて、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する町災害対策本部、事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、以下の情報把握等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

機能班の運営、機能については国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとされている。

(2) 機能班への職員の派遣

本部長は、原子力災害対策センターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に以下の職員を派遣し、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

機能班名	人数	町が派遣する職員
住民安全班	1名	住民生活課職員

第5節 住民に対する指示の伝達と広報

1 住民に対する指示の伝達と広報

本部長は、放射性物質及び放射線による影響は通常五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ作成した広報実施マニュアルに基づき、住民等に対して的確な情報提供、広報を迅速に行い、混乱の防止に努める。

(1) 指示の伝達と広報

本部長は、国及び県と連携し、住民等に対して、次により指示の伝達と広報を行うものとする。

なお、指示の伝達と広報にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。

ア 防災行政無線、広報車、インターネット、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ及び消防団員等の巡回などを活用する。

イ 広報にあたっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート of 事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。

(2) 広報の一元化

本部長は、住民への情報提供にあたっては国や県と連携し、広報の一元化と的確な災害応急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定めるものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は原子力災害対策センターにおいて行うものとする。

(3) 広報の内容

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、緊急時モニタリング結果、安否情報、医療機関等の情報、町が講じている施策に関する情報、通行規制等、特に要配慮者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

広報にあたっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努めるものとする。外国人等に対する情報伝達は、「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

また、屋内退避、避難等の指示の伝達については、住民が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

なお、この際、住民等の安全確保及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 関係機関との連携

本部長は、合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、国及び県等と連携して、住民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、ＪＲ、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。

(5) 情報伝達の手段

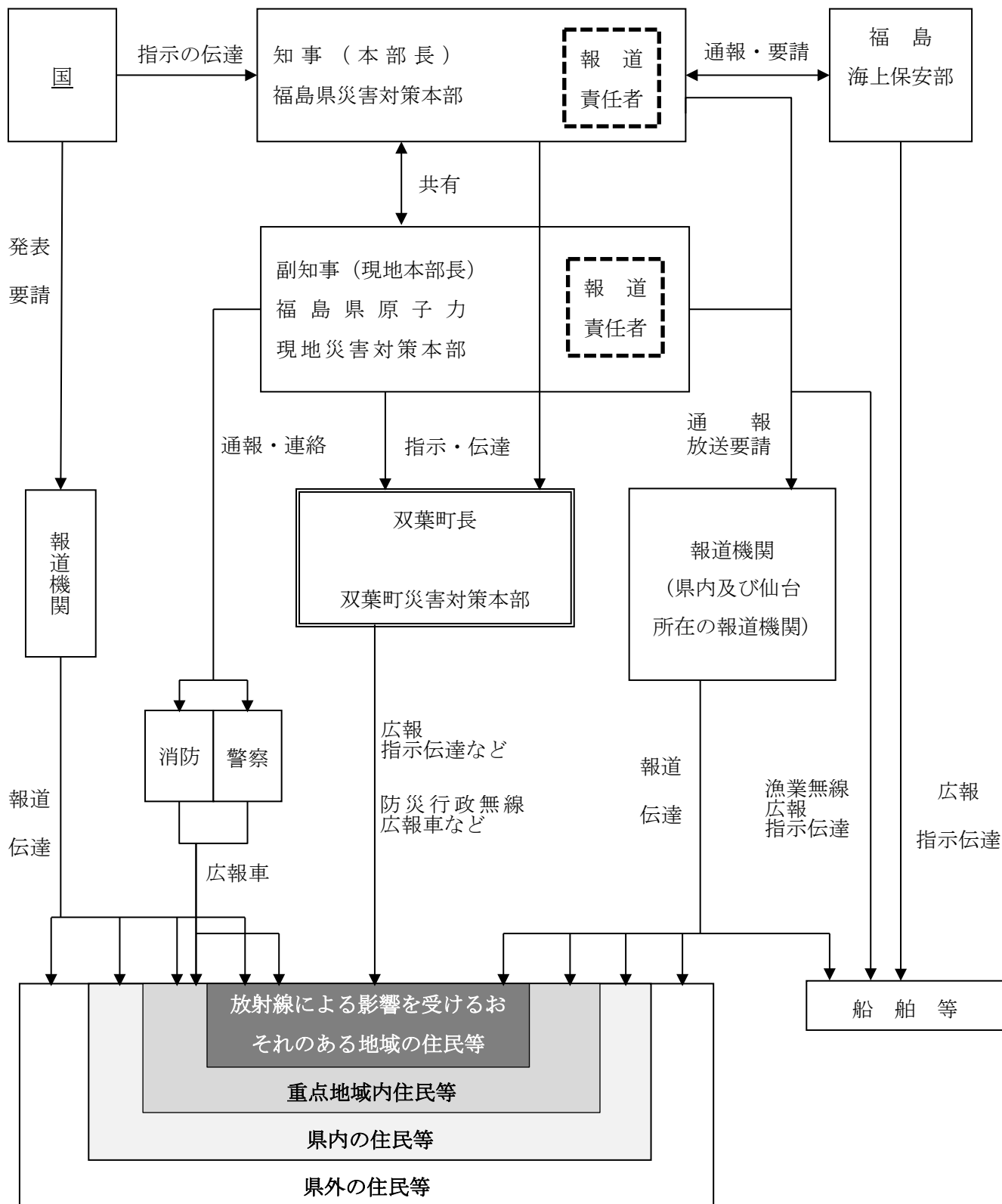
情報伝達にあたっては、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 問い合わせ窓口の設置

本部長は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民に周知するものとする。

図表 4－9 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第6節 緊急時モニタリングへの協力等

- (1) 町は、県を通じ放射線及び放射性物質の分布状況を常時把握しておくとともに、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象状況を数時間後の予測もあわせて収集するものとする。
- (2) 町は、県から緊急時モニタリング実施のための要員の派遣要請を受けた場合は、あらかじめ定めた要員を派遣するものとする。

第7節 避難及び屋内退避

1 速やかな住民避難のための準備

町は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民等の屋内退避又は避難のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、避難先での避難所等の開設準備、住民等輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

2 屋内退避及び避難の決定、実施

本部長は、指針を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

なお、避難にあたっては、町が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。

本部長は、屋内退避又は避難等を決定したときは、その旨を合同対策協議会に報告するものとする。

(1) 警戒事態

町は、警戒事態発生時（自然災害を除く。）には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

- ア 避難指示区域の一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備
- イ 自主避難者への対応準備（必要に応じて）
- ウ 広域避難の準備（必要に応じて）

(2) 施設敷地緊急事態

町は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置

を行うものとする。

- ア 避難指示区域に一時立入している住民等の退去
- イ 住民等の屋内退避の準備
- ウ 広域避難の準備（必要に応じて）
- エ 安定ヨウ素剤配布の準備（必要に応じて）

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、必要な場合、町外への広域避難を行うものとする。

（３） 全面緊急事態

町は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

- ア 住民等の屋内退避
- イ O I Lに基づく住民等の広域避難、避難先市町村での避難住民の受入れ
- ウ 安定ヨウ素剤の配布（必要に応じて）

なお、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、町は人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

（４） 放射性物質放出後

放射性物質が放出された場合、国（原子力災害対策本部）は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された本部長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

3 避難及び屋内退避

(1) 避難

本部長は、避難を決定したときは、以下に留意して避難を指示するものとする。

ア 対象地区の住民に対し、避難所・避難中継所や避難退域時検査等の場所、携帯品等の留意事項を含めて指示するものとする。

イ 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

ウ 自力で避難可能な住民は、原則として、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した一時集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、町の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。

本部長は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、県に支援を要請するほか、必要に応じて自衛隊の支援を要請するものとする。その他、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携して国に要請するものとする。

エ 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、町は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。

オ 町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

カ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものである。本部長は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅等に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

なお、感染症の流行下においては、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行

わないよう指示するものとする。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、町が設定した近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の指定避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を町内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

(3) その他

町及び県は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

4 広域避難に係る調整

町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県広域避難計画に基づき、県が受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請することとされている。この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、町と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受入に必要な避難所を開設するものとされている。

町は原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として派遣・配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

また、本部長は、避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要が生じた場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うよう県に要請するとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

5 避難先避難所の設置

(1) 避難先避難所の開設

県は、町において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。

町は原則として各避難先避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。なお、県は、避難先避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村の避難先避難所に対して職員を派遣するものとする。

(2) 避難者等の情報把握

町は、それぞれの避難先避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。

(3) 避難先避難所の生活環境把握等

町は、県及び受入先の市町村と連携して、避難先避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難先避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保、冬季における寒さ対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について暑さ・寒さへの対策に配慮するものとする。さらに、必要に応じ、避難先避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難先避難所における健康状況の把握等

避難先避難所における被災者は生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、町は、県及び国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、町は県と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、町は県と連携し、避難先避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) 避難先避難所の運営における配慮

町は、県及び受入先の市町村と連携し、避難先避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(6) 二次避難所への移動

町は、県及び国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況に鑑みて、避難の長期化が見込まれる場合、又は感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

6 要配慮者への配慮

このことについては、「第1編第3章第22節」を参照するものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設の管理者は、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難又は屋内退避の勧告・指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

集客施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難又は屋内退避の勧告・指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等を避難させる。

9 警戒区域の設定、避難又は屋内退避の指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じ外部から緊急事態応急対策に従事する者以外の車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置がとれるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

また、町は福島海上保安部と協力し、巡視船艇及び航空機により町が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

町は、県及び関係機関等と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者を始め、性的マイノリティの方のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、町は、県及び国等に対し、物資の調達・輸送を要請するものとする。

第8節 犯罪の予防当社会秩序の維持

町は、県警察や福島海上保安部の協力を得て、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

また、消防本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、火災予防に努めるものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限

町は、屋内退避等の防護対策を講じた場合には、県からの指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限することを指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講じるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講じるものとする。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を指示するものとする。

4 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示した時は、県及び双葉地方水道企業団と協力して関係住民への応急対策を講じるものとする。

第10節 原子力災害医療活動

1 医療活動等の実施

- (1) 町は、一般傷病者に対する医療に対処するため、町内の医療機関の協力を得て、医療活動を実施するものとする。
- (2) 町は、県の医療福祉調整本部（健康衛生班）が住民に対して行う緊急時医療活動に協力して、健康に不安を持つ住民に対して健康相談等を実施するものとする。

2 安定ヨウ素剤の服用

(1) 服用のための準備

町は、県と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。

(2) 服用の指示

町は、県と連携し、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合、県知事の判断又は独自の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

安定ヨウ素剤の服用の方法は、指針によるものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。

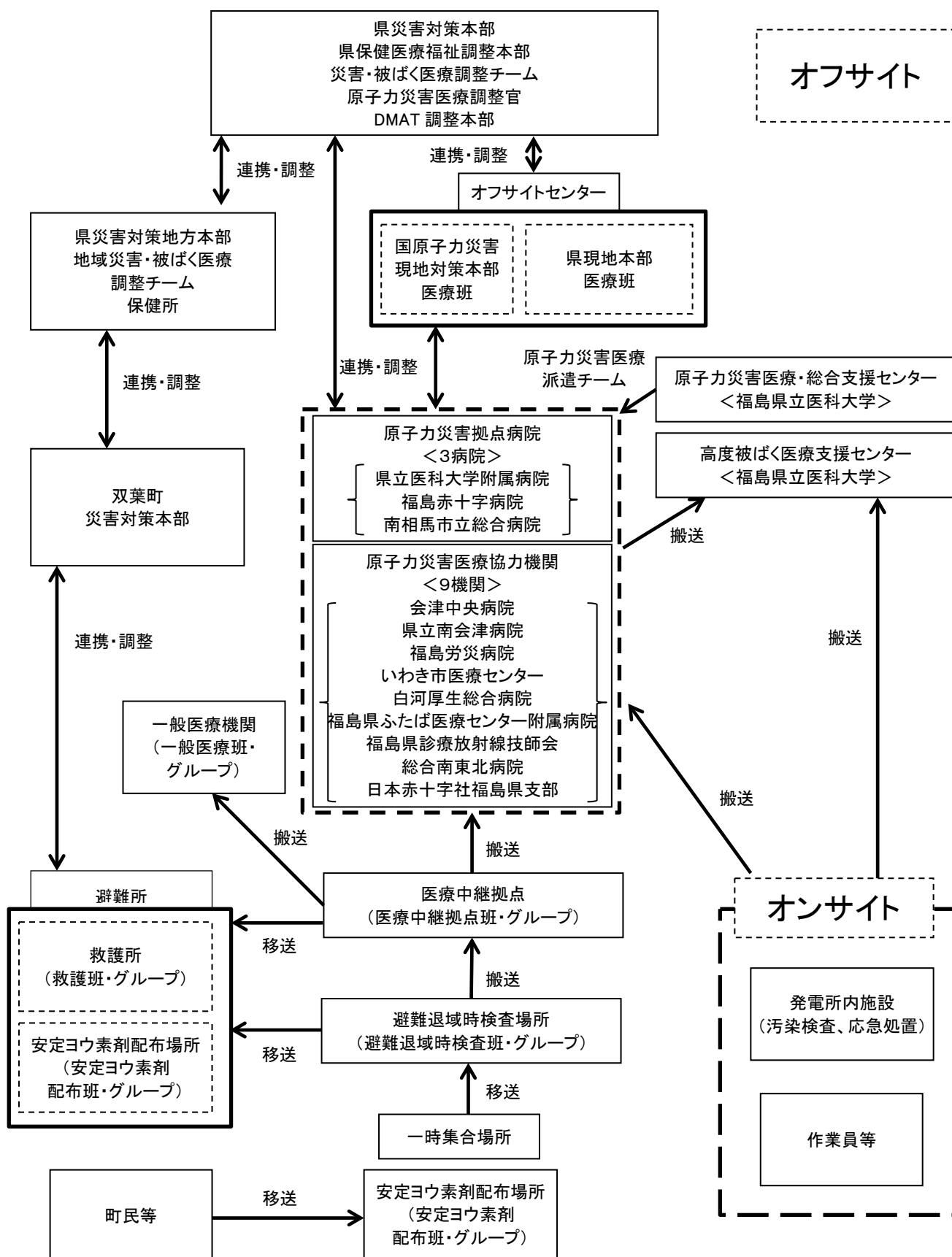
(3) メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接

する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

図表 4-10 原子力災害医療時の連携体制図



第11節 救助・救急・消火活動

1 資機材の確保

町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、県を通じて、県内他市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3 緊急消防援助隊等への応援要請

町は、災害の状況から町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- (1) 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 町への進入経路及び集結（待機）場所

第12節 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

町は、町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、次の順位を原則に調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- (4) 合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部長、町の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 町は、人員、車両等に不足が生じた時は、県、周辺町及び指定地方公共機関に支援を要請するとともに、合同対策協議会に支援を依頼するものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

町は、合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察や他の道路管理者と密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を講じるものとする。

第13節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保については、次により実施するものとする。

1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

町は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標

県における緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量の指標は、以下の表のとおりとする。

区分	線量の上限
被ばくの可能性がある環境下で活動する場合	実効線量：5年間に付き 100mSv かつ 1年間に付き 50mSv
	等価線量 眼の水晶体：5年間に付き 100mSv かつ 1年間に付き 50mSv 皮膚：1年間に付き 500mSv
	女性(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠と診断された者を除く)
妊娠と診断された女性(妊娠と診断されたときから出産までの間)	実効線量：3月間に付き 5 mSv
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性	内部被ばくによる実効線量：1 mSv 腹部表面に受ける等価線量：2 mSv
	実効線量：100mSv 等価線量 眼の水晶体：300mSv 皮膚：1 Sv

ただし、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、町は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

3 防護対策

町は、必要に応じ管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防災業務に応じて、

防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。

4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理等は、原則として各機関独自で行うこととされており、町は、県の協力のもと、災害対策本部に被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。

町は、被ばく管理を行う人員について不足する場合、県に支援を求めるものとする。

5 防護資機材の確保

(1) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する町の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。

(2) 町は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対し防護資機材の調達の一助を要請を行うものとする。

また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

6 防災関係機関との情報交換

町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、原子力災害対策センター等において、国、県、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力災害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。

町は、県とともに、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携するものとする。

第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することになる。

- （1）原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとなっている。
- （2）原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。
- （3）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- （4）事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- （5）事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。
- （6）事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チーム及び県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

2 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第3節 心身の健康相談体制の整備

1 健康調査

本部長は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県と連携し、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、町民の健康維持を図るものとする。

2 相談窓口

本部長は、国及び県と連携し、原子力発電所の周辺地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるための窓口を設置するものとする。

第4節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。

第5節 適正な流通の促進

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者等の生活再建への支援

町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 相談窓口の設置等

町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。他の地方公共団体へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 生活再建の推進

町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第8節 災害対策本部の解散

町長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散するとともに、これを県に報告するものとする。